HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	王燦発教授報告および 葉俊栄教授報告へのコメント
Author(s)	櫻井, 次郎
Citation	新世代法政策学研究, 6, 69-73
Issue Date	2010-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43753
Type	other
File Information	6_69-73.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

王燦発教授報告および葉俊栄教授報告へのコメント

櫻　井　次　郎

王燦発先生のご報告は環境訴訟の役割に関するものでしたが、このように環境訴訟が増加する前提として、中国の環境規制の実効性に問題があるということ、これは王燦発先生ご自身が午前中のご報告で指摘されていたことですけれども、環境規制の実効性確保上の問題について若干指摘しておきたいと思います。

まず法律で排出基準を義務化した歴史が浅いということが重要かと思われます。かつては排出標準の通知という形式で汚染源に遵守を求めていたわけですけれども、一方で基準違反に対しては排汚収費といわれる課徴金を徴収しておりました。法的に排出基準の遵守が義務付けられたのが、大気については2000年の法改正時、水質汚濁については2008年の法改正時です。例えば排水について言えば、基準を違反しても排汚収費といわれる課徴金を払えば違法とは見なされないという状態がつい最近まで続いていたことになります。

次に、工業区と居住区で異なる排出基準が設定されていて、これが悪用されるケースも見られます。もともと居住区だったところが、開発目的で工業区もしくは居住と工業の混ざった地域というように区分が変えられることにより、排出基準も甘くなります。そういった法律の穴と言いますか、そういうものが利用されるケースもあるようです。

地方環境行政の行政能力上の問題も指摘されております。例えば今回王燦発先生がご紹介された福建省のケースでは、私も行って見てきましたが、県の環境保護局レベルでは排水中の汚染物質を測定する装置を持っておりませんでした。一方、それを工場が持っていて、工場が設置した測定器

で測定する、ということをしておりました。したがって環境保護局は測定のたびに前もって工場に連絡した上でその排水状況を調べるということをしておりました。多くの、特に貧困地域の環境行政は、そういった能力上の問題を抱えております。

また、都市部から農村に誘致された工場やもともと国営であった工場については企業と地元政府との間に太いパイプがある場合が少なくありません。このような場合には地方の環境保護局に行政能力があったとしても企業への立ち入り検査が思うようにできない、そういう傾向もあります。

最後に、地方官吏の行政成績を評価する基準が経済指標に偏っていると言う問題があります。中国では地方官吏の昇進に関わる業務査定といったものをしていて、その基準が経済的指標に偏っているということです。ただし、この点については最近環境関係の指標も重視されるようになったといわれていて、変化の兆しもあります。付け加えますと、地方官吏だけではなくて共産党内の党幹部の業績査定に関する指標も変えられたということなので、環境問題は党内の昇進にもかかわってくるようです。

以上のような行政の執行確保上の問題によって環境法が本来の機能を果たさず、汚染被害者が増加し、彼らの司法的救済が必要になっておりますが、ここでちょっと注意しなければならないのは、これは司会の鈴木賢先生のご指摘されていることですけれども、中国の裁判の性格、とくに人民法院の役割についてです。中国の人民法院は、保護されるべき権利の回復、権利保護を図るよりも、むしろ紛争のない状態、階級内の矛盾が解消された状態の実現の方を優先させるということ、そのような政治的役割を負っているということです。このことに留意せず、日本的な意味での司法的救済が中国でも期待されると考えると、若干誤解が生まれるだろうと思います。

前置きが長くなってしまいました。本題に入ります。今回、王先生に最もうかがいたいのは、環境民事訴訟における不法行為の成立要件についてであります。実はこの点については、王先生に今日１つ大きな挑戦をすることになります。実は、それは僕がずっと学術上の問題だけではなくて、中国の環境訴訟の将来性を考える上でも重要だと思っていたことです。まず、一般的な不法行為の成立要件についての確認ですが、民法通則106条２項では、故意または過失により国家もしくは集団の財産または他人の財産

を侵害した公民および法人は民事責任を負わなければならないとされていて、その解釈としては大きく分けて違法性を要件としない３要件説と違法性を含む４要件説とがあります。

一方、特殊な不法行為については、特に環境問題に関しては民法通則124条で以下のように規定されております。すなわち「国家の環境保護汚染防止規定に違反して、環境を汚染し他人に損害を与えた者は、法に基づき民事責任を負わなければならない。」と。この条文の解釈は主に３つに分かれていて、３要件説と４要件説のほかに２要件説もあります。このうち２要件説は主に環境法学者に支持されていますが、故意、過失および違法性についても原告に立証の責任はないという解釈です。他方、民法界での有力説だと思われるのは厳格責任説もしくは３要件説で、これは損害の発生によって加害者の故意、過失を推定し、被告側が原告もしくは第三者の過失または自然災害要因の証明に成功しなければ不法行為責任を認めると言うもの。王利明という学者が主張しております。私は今回、この厳格責任説または３要件説の立場からコメントをしますので、多くの中国の環境法学者に対しては異議を唱えるというような感じになります。

ここからは質問です。今回王先生がご紹介された１の４の事例において、最高人民法院は２要件説に立っていると判断してよいのかどうかです。今回、最高人民法院は原告の請求を認容しましたが、故意、過失または違法性という被告行為の非難性について、最高人民法院は不法行為の成立要件として本当に考慮していないのでしょうか。原告の被害が財産的被害である場合、今回はそのような場合ですけれども、財産権対財産権という争いになります。その場合、被告の行為の有責性をまったく考慮しないまま、被告の賠償責任が認容されていると解釈してよいのでしょうか。そのような解釈で社会的合意が得られるのだろうかというところを懸念しております。実際には、侵害行為の態様や侵害の程度、被侵害利益の性質や内容、侵害行為がどのように開始されてそれが継続しているか、どのような汚染防止措置がなされたかといったようなこと、これらの事情をもとに被告行為の有責性、過失の有無や違法性を判断しているのではないでしょうか。

私がなぜこんなことを言うかというと、環境訴訟では環境破壊によって侵害される権利と開発によって得られる利益、どちらを優先するかという

ことも考慮されるように思います。特に中国の場合、開発の影響が大きくなれば大きくなるほど、裁判官だけではなくてその地域の党組織、政法委員会を通じて、その地域の有力者全体でこのような価値判断をすることになるのではないでしょうか。そのときに、被告の有責性についてまったく議論がなされないなかで、原告の請求が認容されるというのは考えにくいのではないかと考えるわけです。

ちょっと別の角度から、現地で思ったことですが、原告団に対する圧力、社会的な圧力というのはかなり強いと思います。そのときに現地で、日本で言うと住民運動のようなものを継続するパワー、力というのは、原因者の有責性、当然になされるべき汚染防止措置をなぜ怠ったかというところ、これを被害者がはっきりと認識することは訴訟を継続するパワーにもなる、日本でもそうだったように思います。中国でも、訴訟をおそらく５年、10年と続けなくちゃいけない場合もありますが、そのときに田舎で政府や企業からの圧力を受けながら運動を続ける上で、被害者が被告の有責性を何となく意識するのとはっきり意識するのとでは大いに異なり、被告行為の有責性について原告が明らかにする努力、勉強会なりをするということは、環境訴訟の意義を高める上でも重要な意味があるというふうに感じております。

葉先生の報告へのコメントに移らせていただきます。時間の関係もありますので、申し訳ありませんが質問だけさせていただきたいと思います。台湾の環境影響評価における情報公開、公聴会、説明会など住民参加にかかわる手続き、および代替案の検討について、葉先生はどのように評価されているのでしょうか。今回のご報告では、環境アセスを回避しようとする開発業者を紹介されておられましたが、それは正式なアセス手続きにより事業そのものを大きく見直さなければならなくなる、そういうリスクが高いと事業者側が判断するからなのでしょうか。実際に環境アセスによって事業が行き詰まったと、そういったことがあるのでしょうか。それとも単にアセス費用を節約する目的なのでしょうか。

次に、台湾の緑色団体というと、民進党支持層でちょっと過激というイメージが僕にはあるのですが、最近の民進党内の混乱が環境団体の活動に影響を与えることはあるのでしょうか。政治的変化は環境NGOの変化にどのように結び付いているのでしょうか。最後に、日本には公害反対運動

をきっかけにできたNGOがあって、大陸中国には公害被害者の救済を目的にしたNGOがありますが、台湾にはそのような公害被害者のためのNGOはあるのでしょうか。